

環境保全対策について

埼玉中部環境保全組合

1 環境保全基準について

- (1) 規制対象となる項目と関係法令等
- (2) 法令等基準値と自主基準値
- (3) 本組合の環境保全対策に関する基準値設定の考え方
- (4) 建設検討委員会での検討状況

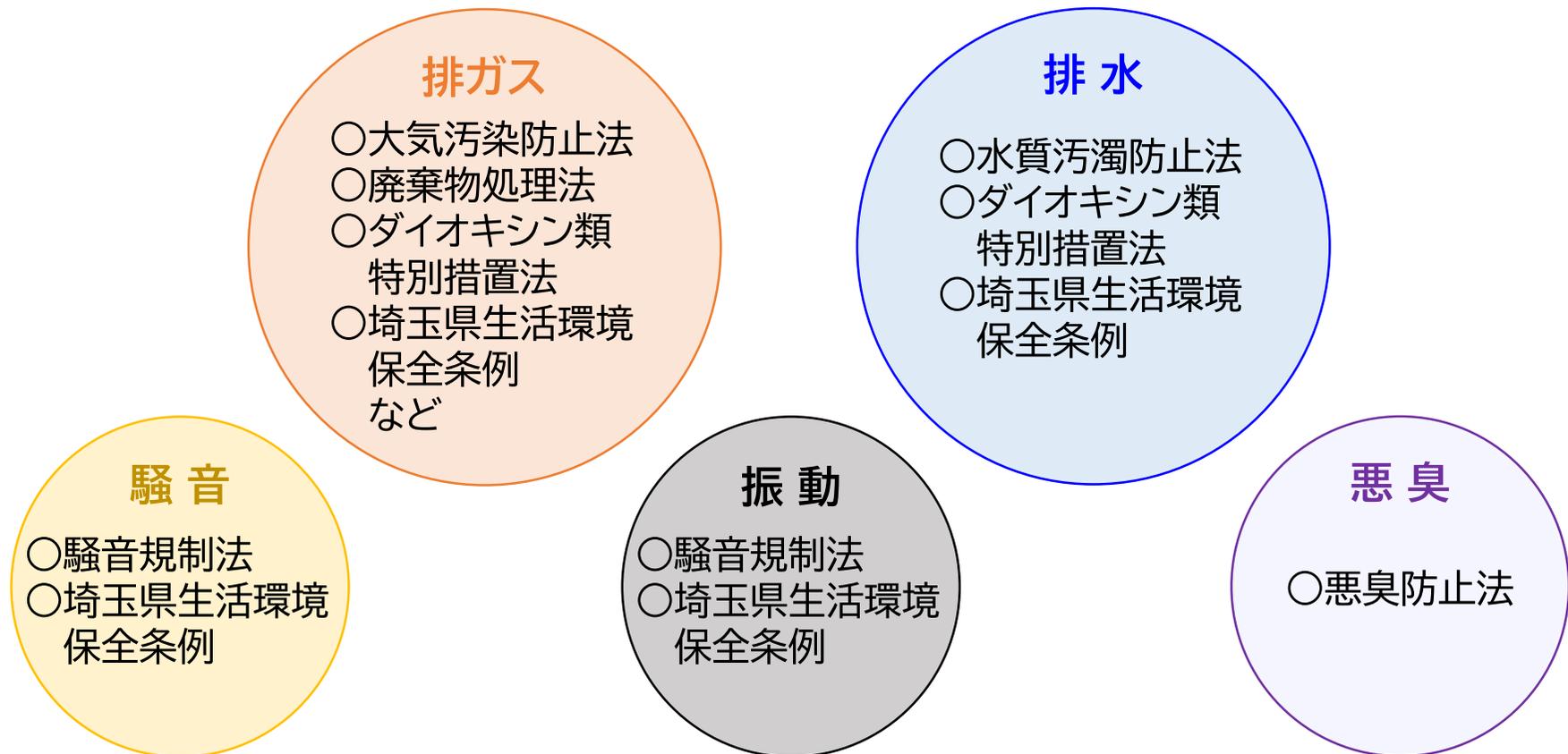
2 各項目の基準値案とその保全対策について

- (1) 排ガスの基準値
- (2) 騒音の基準値
- (3) 振動の基準値
- (4) 悪臭の基準値
- (5) 排水の基準値
- (6) 各項目の保全対策の考え方

1 環境保全基準について

(1) 規制対象となる項目と関係法令等

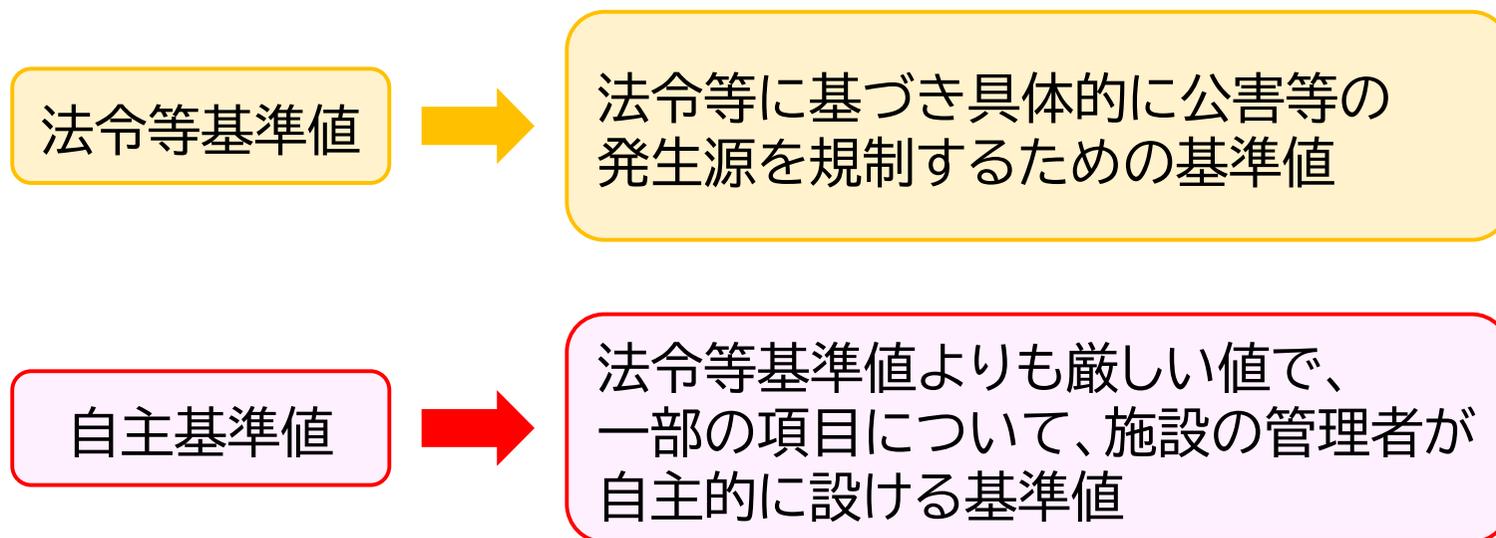
- ごみ処理施設の建設や稼働にあたっては、公害防止及び環境保全に係る各種関係法令等でさまざまな規制がかけられています。
- 廃棄物処理施設の運転管理する際に遵守しなくてはならない基準値（法令等基準値）が定められています。



1 環境保全基準について

(2) 法令等基準値と自主基準値

- ごみ処理施設を稼働する場合は、法令等基準値を超えないよう運転管理をする必要があります。
- 自主基準値を用いて、施設の維持管理計画の届出を行った場合などは、自主基準値に対して法的な遵守義務が生じることになります。



1 環境保全基準について

(3) 本組合の環境保全対策に関する基準値設定の考え方

- 本組合の環境保全対策に関する基準値の設定は、法令等基準値の遵守を前提とします。その上で、一部の項目（排ガス）については、埼玉県内の同規模施設を参考に、技術的に達成可能な、より厳しい自主基準値を採用し、周辺地域の生活環境を保全していきます。

(4) 建設検討委員会での検討状況

- 上記の考え方を踏まえ、各項目の基準値や環境保全対策の考え方について案を作成し、第2回建設検討委員会（R5.8.22開催）で案を検討していただきました。
- 各案について、当日、建設検討委員会で御了承いただきました。

2 各項目の基準値案とその保全対策について

(1) 排ガスの基準値（自主基準値）

○法令等基準値、現施設の状況、県内の同規模施設の自主基準値等を踏まえ、技術的に可能な**自主基準値を設定**します。

設置者 項目	【参考】 法令等基準値	埼玉中部 環境保全組合	ふじみ野市	埼玉西部 環境保全組合	久喜市	朝霞和光 資源循環組合
施設規模 [t/日]	—	167	142	130	155	175
処理方式	—	未定	ストーカ式焼却	ストーカ式焼却	ストーカ式焼却	ストーカ式焼却
竣工年度	—	2032年度予定	2016年度	2022年度	2027年度予定	2028年度予定
ばいじん [g/m ³ N]	0.04※ ¹	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
硫黄酸化物 [ppm]	約3,100※ ²	20	20	25	30	30
(K値)	K値規制以下	(17.5)	(9.0)	(17.5)	(17.5)	(9.0)
窒素酸化物 [ppm]	180	50	50	50	50	70
塩化水素 [ppm]	123	20	20	30	30	50
ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]	0.1※ ¹	0.01	0.01	0.1	0.1	0.1
水銀 [μg/m ³ N]	30	30	不明	30	30	30
一酸化炭素(CO) (1時間平均) [ppm]	100	100	100	100	100	100

※ 排ガスに係る基準値は、酸素濃度12%換算値 ※1 焼却能力4t/時・1炉以上

※2 施設規模(167t/日)に対し、有効煙突高を59m、排ガス量を24,000m³N/hと仮定した場合の数値

2 各項目の基準値案とその保全対策について

(2) 騒音の基準値（法令等基準値）

- ごみ処理施設の稼働にあたっては、**騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例の基準値を遵守**します。
- 敷地境界において、下記の基準値以下となるように運転管理を行います。

時間帯	法令等基準値
朝（午前 6 時～午前 8 時）	50 dB
昼間（午前 8 時～午後 7 時）	55 dB
夕（午後 7 時～午後10時）	50 dB
夜間（午後10時～午前 6 時）	45 dB

目安 (うるささ)	騒音値 (dB)	騒音発生源と距離、大きさの目安
きわめて うるさい	120	ジェットエンジンの近く 
	100	電車が通るときのガード下 
	80	地下鉄の車内 電車の車内 ピアノ(1m) 
うるさい	60	洗濯機(1m) 掃除機(1m) テレビ(1m) 
	50	静かな事務所 家庭用クーラー(室外機) 換気扇(1m) 
普通	40	市内の深夜 図書館 静かな住宅地の昼 
	30	郊外の深夜 ささやき声 
静か	20	ささやき 木の葉のふれあう音 

2 各項目の基準値案とその保全対策について

(3) 振動の基準値（法令等基準値）

- ごみ処理施設の稼働にあたっては、**振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例の基準値を遵守**します。
- 敷地境界において、下記の基準値以下となるように運転管理を行います。

時間帯	法令等基準値
昼間(午前 8 時～午後 7 時)	60 dB
夜間(午後 7 時～午前 8 時)	55 dB

振動値 (dB)	代表的な目安
110	震度7
108	震度6強
105	震度6弱
100	震度5強
95	震度5弱
85	震度4
75	震度3 ブルドーザ(5m)
70	大型ブレーカ(7m)
65	震度2 バックホウ(5m)
55	震度1
45	震度0(揺れを感じない。)一般の道路

参考：騒音調査・測定・解析のソーチョー，
「振動の法令規制基準値と大きさの目安」.

<https://www.skklab.com/振動の法令規制基準値と大きさの目安>

2 各項目の基準値案とその保全対策について

(4) 悪臭の基準値（法令等基準値）

- ごみ処理施設の稼働にあたっては、**悪臭防止法の基準値を遵守**します。
- それぞれの測定場所において、下記の基準値以下となるように運転管理を行います。

測定場所	法令等基準値
敷地境界（1号基準）	臭気指数 15
排出口（2号基準）	臭気の最大濃度到達地点で臭気指数15となる数値
排水水※（3号基準）	水面から1.5mの高さで臭気指数15となる数値

※ 3号基準は排水処理の方法（放流or無放流による場内再利用）により適用の可否が決定

臭気指数のめやす	におい・かおり
35	コーヒー にんにくを炒めるときのにおい 
30	ガソリンを給油するとき たばこ 
25	線香 しょうゆ 
20	トイレの芳香剤 ジンチョウゲ 
 15	道路沿道の空気 
10	ウメの花 
5	工業地域の空気
0	郊外のきれいな空気

参考：上野 広行ら、「臭気指数のめやすについて」,
『東京都環境科学研究所年報』, p 47-51(2008)

2 各項目の基準値案とその保全対策について

(5) 排水の基準値（法令等基準値）

○現時点ではごみ処理方式などが決まっていないため、排水処理の方法も公共用水域（外部）に放流とするか、放流せずに場内再利用とするか、決定しておりません。

○公共用水域に放流する場合には、**水質汚濁防止法及びダイオキシン類特別措置法の基準値を遵守**し、その基準値以下となるよう運転管理を行います。

規制する法律	種類	対象物質(一部抜粋)	法令等基準値
水質汚濁防止法	生活環境項目 (水の汚れや 水環境に関する もの)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	25 mg/L (日間平均20 mg/L)
		浮遊物質(SS)	60 mg/L (日間平均50 mg/L)
		ノルマルヘキサン 抽出物質	5 mg/L (鉱油類)
	健康項目 (有害物質)	カドミウム及び その化合物	0.03 mg/L
		鉛及びその化合物	0.1 mg/L
ダイオキシン類特別措置法	—	ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L

その他、pHや
大腸菌群数など
左の物質も含め、
全部で13項目

その他、ひ素や
六価クロムなど
左の物質も含め、
全部で28項目

2 各項目の基準値案とその保全対策について

(6) 各項目の保全対策の考え方

○法令等基準値及び自主基準値を遵守

○周辺環境に配慮し、安全・安心で安定した施設を目指す

排ガス対策

○最適な排ガス処理
システムの導入
⇒稼働後も技術動向を調査
(詳細は燃えるごみの
処理方式決定後)

排水対策

⇒放流の有無の決定後検討

騒音対策

○屋内収納・設置
○低騒音機器の採用
○防音ボックス
○サイレンサ、防音壁の設置

振動対策

○屋内収納・設置
○低振動機器の採用
○防振ゴムの設置
○独立基礎
○堅牢な機械基礎上に設置

悪臭対策

○臭気が外部へ漏れない構造
⇒開閉投入扉の設置
ごみピット内部を負圧に